

ご案内 法人化設立総会の開催

山栄第5-6号
昭和60年5月21日

各栄養士所属長殿
各栄養士殿

山梨県栄養士会
会長 深山 武

昭和60年度定期総会（法人設立総会） の開催について（依頼・案内）

若葉の候となり貴職におかれてはいよいよご健勝のこととおよろこび申し上げます。

本会では、懸案でありました法人化への作業が完了しましたので、別記により昭和60年度定期総会にあわせて、法人設立総会を開催するはこびとなりました。

職務ご多用のところとは存じますが、貴職所属の栄養士の出席について特段のご配慮をお願い申し上げます。

なお、記念講演による研修会を行ないますので、受講されるようご指導、ご協力をお願いいたします。

▲総会当日は、この資料集を必ず持参してください。

栄養やまなし

〒400
甲府市丸の内
二丁目38-8
山梨県栄養士会
☎ 0552-22-8593

No. 17
60年5月



61年 ふれあいの輪をひろげよう

かいじ国体



第22回
全国身体障害者
スポーツ大会

※ 総会には全員出席しましょう！

欠席者をお願い

法人設立総会にあたり別紙「委任状」総会前日までに必ず返送してください。

なお、委任者は出席者のうち、理事、監事を除く他の人（会員）であれば誰でも結構です。

昭和 60 年度定期総会・法人設立総会

期 日 昭和 60 年 6 月 3 日 (月) 受付 正午から
会 場 山梨学院大学 12 号館 2 階
総会内容 下記のとおり 2 時 30 分～4 時
○日本栄養士連盟山梨県支部総会もあわせて開催します。

研 修 会 (記念講演) 1 時～2 時 30 分
講師 国立栄養研究所 病態栄養研究室長 医学博士 辻 悦 子先生
演題 病態栄養学概論 ―食と疾病の予防―

昭和 60 年度定期総会・法人設立総会次第

開会のことば

会 長 あ い さ つ

来 賓 祝 辞

議 長 団 選 出

書記団・議事録署名人指名

- 議事 第 1 号議案 昭和 59 年度事業報告及び歳入歳出計算書並びに財産目録承認の件
第 2 号議案 社団法人山梨県栄養士会設立の件
第 3 号議案 同 定款制定の件
第 4 号議案 寄付財産に関する件
第 5 号議案 事業計画書及び収支予算書に関する件
第 6 号議案 役員選任の件
第 7 号議案 山梨県栄養士会解散の件
第 8 号議案 設立代表者選任及び法人申請に伴う一切の権限委任の件

閉会のことば

委 任 状

昭和 60 年 6 月 3 日開催の 社団法人山梨県栄養士会設立総会 に関する
権限を 委任します。

昭和 60 年 月 日

支部名
住 所
氏 名

第 1 号議案

昭 和 59 年 度 事 業 報 告

会 議

59.

5. 24 定期総会

期 日 昭和 59 年 5 月 24 日 (木)

会 場 山梨学院大学 4 号館

2 階

◎日本栄養士連盟山梨県支
部の総会もあわせて開催

研修会

講師 山梨県衛生公害研究所
研究管理部長

沼田 一先生

演題 「飲料水を中心とする最
近の話題」

定例～理事 支部長合同会議

4. 17 (1) 報 告

(2) 協 議

- 1) 定期総会の開催について
- 2) 人材バンク (仮称) について
- 3) 本部会員顕彰者候補の推せん
について
- 4) 事務局体制について
- 5) 役員改選について
- 6) その他

5. 15 (1) 報 告

(2) 協 議

- 1) 定期総会 (研修会) の開催に
ついて
- 2) 法人化のための推進対策につ
いて

- 3) 役員の改選について
- 4) かいじ国体標準献立作成につ
いて (夏、秋季分)
- 5) 歯の無料健康相談について

5. 24 (緊急)

(1) 協 議

- 1) 役員の改選について
- 2) 本部の代議員選出について
- 3) その他

6. 7 (1) 報 告

(2) 協 議

- 1) 改選にともなう新体制の役員
- 2) 法人化対策委員会の構成と今
後の運営日程について
- 3) かいじ国体標準献立、夏秋季
分の作成委員構成と今後の日程
- 4) 事務所の整備について
- 5) 各種事業の実施について
- 6) その他

7. 18 (1) 報 告

(2) 協 議

- 1) 会員拡充に関すること
- 2) 日栄職域協議会について
- 3) 日栄関東ブロック各県会長
会議について
- 4) 日栄の 59 年度、都道府県会長
会議について
- 5) 山栄法人化について
- 6) 「栄養日本」モニターにつ
いて
- 7) 昭和 59 年度、栄養関係功労者
の大臣表彰について
- 8) 事業部について
- 9) 山栄財務規定について
- 10) その他

8. 22 (1) 報 告
(2) 協 議
1) 山栄法人化について
2) 日栄関東ブロック会長会議の開催について
3) 日栄及び各職域協議会主催の会議、講習会の出席者について
4) 事業部の事業実施について
5) 59年度、各部会、各支部の事業計画について
9. 19 (1) 報 告
(2) 協 議
1) 栄養士養成制度のアンケート調査について
2) 学校及び病院給食の民間委託問題について
3) 事業部の運営について
4) 支部及び職域部会の運営について
5) 事務局整備について
6) 栄養改善学会について
7) その他
10. 19 (1) 報 告
(2) 協 議
1) 栄養改善大会について
2) 後期の事業計画について
3) 事務局の整備について
4) 四部の活躍目標について
5) その他
11. 21 (1) 報 告
(2) 協 議
1) 栄養改善大会について
2) 法人化に関する諸手続について
3) 事業部の事業促進について
4) 第4回甲府市消費生活展について
5) その他
12. 18 (1) 報 告
(2) 協 議
1) 在宅栄養士活用システム整備事業委託契約について
2) 委託事業の実施について

- 3) 各支部、職域部会の連絡系統図の作成について
4) 甲府市消費生活展について
5) コピー機購入について
6) 事業部取扱物資について
7) その他
60.
1. 16 (1) 報 告
(2) 協 議
1) 法人化手続きに関する作業について
2) 県より委託された「在宅栄養士活用整備事業」について
3) 甲府市消費生活展について
4) その他
2. 20 (1) 報 告
(2) 協 議
1) 本会の法人許可申請について
2) 甲府市消費生活展について
3) 病院及び学校給食の民間委託について
5) その他
3. 20 (1) 報 告
(2) 協 議
1) 日栄名誉会員候補の推せんについて
2) 第27回通常総会における顕彰者候補の推せんについて
3) 昭和60年度社会貢献表彰者候補の推せんについて
4) 栄養改善奨励賞候補者の推せんについて
5) 第23回管理栄養士試験の実施について
6) 会員名簿作成について
7) 昭和59年度事業報告、収支見込報告書の作成について
8) 昭和60年度事業計画、収支予算の作成について
9) 社団法人山梨県栄養士会設立趣意書について
10) その他

本会主催の各種研修会

59.
5. 24 於：山梨学院大学
(定期総会研修会)
演題
飲料水を中心とする最近の話題
講師
山梨県衛生公害研究所
研究管理部長 沼田 一
11. 28 於：県農業共済会館
(栄養改善大会)
県、栄養改善推進員連絡協議会と共催
表彰、事例発表、展示即売コーナー
講演
11. 20 於：身延保健所
12. 12 2日間
(健康づくり米食栄養学術講習会)
講演
1. 米の調理科学
身延支部長 中村栄子
2. 健康づくりと食生活
身延支部 栗田恭子
3. 日本型の食生活
山栄会長 深山 武
- 映画
「二千年の味」
調理実習
「バランスのとれた食事」
山栄理事 沢村和子
60.
県栄養士研修会
健康増進指導者研修会
地区栄養相談栄養士研修会
公衆栄養推進栄養士教育研修会
2. 6 於：社会福祉会館
1) 健康増進行政
県保健予防課長 小竹久平
2) 健康管理概論
甲府保健所長 佐々木孝
2. 14 於：県庁北別館
1) 市町村保健事業と公衆栄養
県保健予防課長補佐 安達弘子
於：山梨県医師会館
2) 循環器・がん、糖尿病の予防と食生活
県立高等看護学院長 大関誠信
2. 21 於：社会福祉会館
1) 健康増進のための運動
県立女子短大教授 石黒国雄
2) 栄養学の新しい情報
東京農大教授 印南 敏
2. 28 於：県庁北別館
1) 公衆栄養と地区組織活動
山栄会長 深山 武
於：甲府保健所
2) 集団指導と個別指導
甲府支部員による研究発表
3. 8 於：山梨学院大学
1) 食生活統計の取り方読み方
東京農大教授 赤羽正之
2) 地域における栄養診断の実際
山梨学院大教授 竹口はる子
3. 15 於：社会福祉会館
1) 改訂された栄養所要量
国立栄養研究所母子栄養部長 山口賢次
2) 県民栄養の現状と問題点
県保健予防課 牛山孝友
3. 22 於：社会福祉会館
1) 行政栄養士活動の現状
甲府保健所栄養士 田草川憲男
市町村 “ 奥脇まり子
2) 研究討論
3. 29 於：県庁北別館
1) 消費生活相談の中の食生活問題
県消費生活センター 代永まつ子
2) 研究討論
4. 5 於：県庁本館 8F会議室
1) 市町村における在宅栄養士活動の現状
身延支部 沢村和子

甲府支部 駒井詞子
小笠原支部 沢登京子

2) 研究討論

4. 12 於：県庁本館 8F会議室

1) 地域保健計画と栄養士の役割

山梨副会長 藤巻一雄

2) 栄養士の社会参加と活動

山梨会長 深山 武

外郭・本部関係

59.

6. 21 於：東京都九段会館

第26回日本栄養士会通常総会

深山会長、藤巻副会長出席

7. 6 於：日本栄養会館

全国福祉栄養士協議会代表者会議

水地民子理事出席

7. 28 於：日本栄養会館

29 全国病院栄養士協議会総会

小沢医療部会長出席

8. 4 於：日本栄養会館

5 59年度、第1回都道府県会長会議

深山会長出席

9. 7 於：山梨県国民年金保養センター

「かすがい」

関東地区栄養士会長連盟支部長合同

会議

会長、副会長、連盟財務部長、総務

部理事、事務局出席

9. 12 於：ホテル東日本（盛岡市）

地区別事務担当者会議 内田事務局

全国行政栄養士協議会

牛山理事出席

10. 24 於：山口県婦人会館

全国行政栄養士協議会代表者会議

田草川憲男出席

10. 25 於：山口市民会館

26 第31回日本栄養改善学会

参加者7名

12. 15 於：日本栄養会館

関東地区病栄協各都県代表者

交流会 { 小沢部会長
中込カズ代副部会長 } 出席
斉藤正治 //

60.

1. 26 於：日本栄養会館

連盟常任幹事会 深山会長出席

2. 1 於：東京ガス東京支社

全国学校栄養士協議会代表者会議

古屋百合子理事出席

2. 2 於：群馬県厚生年金会館

3 関東地区、栄養士会長、行政担当者

合同会議 深山会長、牛山理事出席

2. 23 於：お茶の水「ホテル聚楽」

24 第2回都道府県栄養士会長会議

深山会長出席

3. 1 於：山日文化会館

3 第4回甲府市消費生活展

本会主催の各種事業

59.

6. 9 歯の無料健康相談

甲府岡島デパート

9月～健康づくり歯科保健相談

2月 於：10会場

5. 21 国体、夏秋季標準献立作成

9. 26 26例より12例推せん

11. 1 米麦混食普及活動

11. 30 甲府、山梨市、大月、吉田各駅でビ

ラまき

11. 敷島地区栄養調査

甲府支部

11. 29 栄養改善大会

於：農業共済会館

10. 1 在宅栄養士活用システム整備と教育

60. 研修

3. 30

その他・雑件

☆ 図書、物品の斡旋

食生活指導、四訂食品成分表、料理の
本、循環器がん、糖尿病の予防と食生
活。

ソフクリーン、煮豆、もずく、国体用
白衣、検食用容器。

☆ 健康増進のしおり（本部より各2500部）

№ 37 子どもの成長とおやつ

№ 38 外食を考える

№ 39 栄養所要量 Part I

№ 40 " " II

№ 41 " " III

☆ 食品を健康的に食べるシリーズ

米 1-E 5000部

☆ ポスター

健康、体力づくり事業財団より

「抜かれても健康マラソンマイペース」

☆ 事務所の独立と整備（6月より）

○ 電話架設 0552-22-8593

○ コピー機購入

調理師試験のお知らせ

県では、調理師法の規定にもとづいて、次により昭和60年度の試験を実施するので、関係者
にお知らせください。

1 願書受付

期 間 昭和60年6月3日（月）～昭和60年6月7日（金）

平日9時～16時

場 所 出願者の住所地を所管する保健所

（県外に住所地があるものは、県庁健康増進課）

2 試験日 昭和60年7月23日（火）

3 試験場 山梨学院大学

受験に関するくわしいことは、もよりの保健所へおたずねください。

ソフクリーン

◆用 途◆

★台所用品のふきんに★テーブルのふきんに★
★家庭用品の清掃に★赤ちゃんの沐浴に★
★お化粧おとしに★ガラス拭きに★
★自動車の清掃に★

◆特 徴◆

○台湾産の特殊な繊維で作った布ですから手ざ
わりが、柔らかく吸水性が抜群です。
○醤油や油の汚れが、水洗いで落ちます。
○蛍光染料が使っていないから人体に無害です。

山梨県栄養士会物資取扱い店

㊤ 上 田 商 店

山梨県東八代郡中道町上曾根1849

0552-66-2331・2332

昭和59年度歳入歳出決算書

歳入総額 5,396,513 円
歳出総額 5,044,228 円
差引残高 352,285 円

歳入の部

(△:減)

科 目	予 算 額	決 算 額	比較増減	摘 要
会 費	2,700,000	2,550,000	△ 150,000	10,000 円× 255 人
入 会 費	30,000	40,000	10,000	1,000 円× 40 人
事 業 収 入	100,000	206,872	106,872	図書・もずく・ソフクリーン・煮豆等取扱手数料
委 託 事 業	739,175	1,943,400	1,204,225	1. かいじ国体標準献立作成業務費 234,000 円 2. 健康づくり地区栄養相談栄養士研修会 (S58年度分) 90,750 円 (S59年度分) 89,150 円 3. 健康づくり米食栄養学術講習会 156,000 円 4. 健康増進指導者研修会 201,500 円 5. 在宅栄養士活用システム整備事業費 800,000 円 6. 敷島町栄養調査事業委託費 372,000 円
雑 収 入	31,309	306,725	290,884	広告代、リコピー寄附金、預金利息等
繰 越 金	349,516	349,516	0	昭和58年度繰越金
合 計	3,950,000	5,396,513	1,446,513	

歳出の部

科 目	予 算 額	決 算 額	比較増減	摘 要
本 部 納 入 金	1,215,000	1,147,500	△ 67,500	450 円× 255 人
事 業 費	305,000	253,290	△ 51,710	
総会研修会費	65,000	53,800	△ 11,200	講師料、会場費、記念品代等
歯の無料健康相談費	30,000	28,740	△ 1,260	甲府、吉田、韮崎
健康づくり歯科保健相談費	30,000	33,075	3,075	12 会場
米麦混食普及運動費	10,000	8,400	△ 1,600	甲府、山梨市、大月、都留、月江寺、韮崎

科 目	予 算 額	決 算 額	比較増減	摘 要
特別研修会費	50,000	50,000	0	日本栄養改善学会参加者へ一部助成
栄養改善大会費	40,000	36,375	△ 3,625	講師料等 (県と共催)
県栄養士研修会費	80,000	42,900	37,100	講師料等 (県と共催)
研修運営助成金	216,000	354,000	138,000	(10,000 円× 8 支部) + (1,000 円× 7 部会) + (400 円× 255 人) × 2
委託事業費	739,175	1,897,009	1,157,834	
国体標準献立作成業務費	234,000	234,000	0	夏秋季分
米食栄養学術講習会費	156,000	156,000	0	身延支部
健康づくり地区栄養相談栄養士研修会	96,000	114,960	18,960	
健康増進指導者研修会費	253,175	219,278	△ 33,897	
在宅栄養士システム整備事業費	0	800,771	800,771	
敷島町栄養調査委託費	0	372,000	372,000	
旅 費	220,000	248,408	28,408	
本部総会代理人	40,000	40,000	0	2 人分
都道府県会長会議	20,000	33,988	13,988	
役員会	90,000	104,420	8,420	
役員行動	70,000	70,000	0	関東地区会長、行政合同会議宿泊費等
会議費	10,000	5,061	△ 4,939	茶菓子代等
需用費	375,000	167,540	△ 207,460	
印刷製本費	80,000	71,000	△ 9,000	総会資料、栄養やまなし等
通信運搬費	200,000	65,450	△ 134,550	役員会、各種会議通知切手代、電話代等
消耗品費	95,000	31,090	△ 63,910	諸用紙代、文具代等
事務局費	785,000	872,420	87,420	事務局員雇上げ費、事務所借上費等
予備費	84,825	99,000	14,175	協賛費、負担金、香典、栄養新報誌代
合 計	3,950,000	5,044,228	1,094,228	

財産目録

1. 定期預金
山梨中央銀行県庁支店 1,284,080 円
2. 定期預金
山梨中央銀行県庁支店 155,700 円
3. 普通預金
山梨中央銀行甲府駅前支店 1,101,628 円

監査報告

監査したところ、上記のとおり相違ありません。
昭和 60 年 5 月 25 日

監事 石 坂 恵 子
監事 河 南 洋 子
監事 深 沢 清 子

社団法人 山梨県栄養士会設立趣旨

山梨県栄養士会は、昭和22年栄養士法公布に伴い創立した日本栄養士会の山梨県支部として発足し、敗戦の食糧窮乏による県民の飢餓、栄養失調の防止に救荒、未利用資源の食用、ビタミンカルシウム強化食品の製造、共同炊事の指導等行政と一体となって活動してきた。

経済の成長時代に入り、食材料の生産・流通が円滑となるに従って、食生活の洋風化、多様化するに及び栄養の身体的、経済的、嗜好的に均衡のとれた豊かな食生活の実践の指導に当たったが、各都道府県栄養士会の連合体を指向した日本栄養士会の組織改革により昭和56年山梨県栄養士会と改名した。

近年、県民の健康への志向が強まり、栄養、食物に対する関心がたかまるにつれ、これに便乗する虚々実々の商業的宣伝等が氾濫し県民を迷わし食生活を混乱させていることは否めない実態である。一方、社会生活様式の変遷により健康づくりの基盤である栄養、休養、運動の変調による疾病構造の変化を招来し、県民の健康を脅かしている。

かかる社会状況における県民栄養指導を担当する栄養士の責務は誠に重大である。この責務を全うするには従来の任意団体から脱皮して、公益事業活動を実施する社団法人山梨県栄養士会を設立し、県下の全栄養士が一丸となって公衆衛生の向上に努め、もって、県民の福祉の増進に寄与しようとするものである。

社団法人 山梨県栄養士会定款(案)

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、社団法人山梨県栄養士会(以下「本会」という。)と称する。

(事 務 所)

第2条 本会は、事務所を山梨県甲府市丸の内2丁目38番8号に置く。

(目 的)

第3条 本会は、県民の栄養に関する調査及び研究を行い、正しい食生活の実践を指導することにより県民の栄養を改善し、もって、健康の維持増進を図り、福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 県民の食生活に関する調査、研究
- (2) 正しい食生活に関する知識、技術の啓蒙、普及
- (3) 栄養士の資質の向上に関する事業
- (4) 県の栄養行政に協力する事業
- (5) 機関紙の刊行及び県民の食生活改善に寄与する資料の作成、配布、斡旋
- (6) その他、本会の目的達成に必要な事業

第2章 会 員

(会員の種類)

第5条 本会の会員は、次の2種とし、正会員をもって民法上の社員とする。

- (1) 正会員 山梨県内に居住し又は勤務する栄養士であって本会の目的に賛同して入会した者
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、事業の推進を援助するために入会した個人又は団体

(入 会)

第6条 会員になろうとする者は、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第7条 正会員になろうとする者は、総会において定めるところにより、入会金を納入しな

なければならない。

- 2 会員は、総会において定めるところにより、会費を納入しなければならない。

(退 会)

第 8 条 会員は、退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。

- 2 会員が死亡し、又は解散したときは、退会したものとみなす。

(除 名)

第 9 条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、会員の 4 分の 3 以上の同意により、これを除名することができる。

- (1) 会費を引き続き 2 年以上納入しないとき

- (2) 本会の名誉をき損し、又は本会の設立の趣旨に反する行為をしたとき

- 2 前項第 2 号の規定により会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

- 3 前項の規定により除名された会員には、その旨を通知しなければならない。

(抛出金品の不返還)

第 10 条 既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

第 3 章 役 員 等

(役員の種別及び選任)

第 11 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 人

- (2) 副会長 2 人

- (3) 理 事 (会長、副会長を含む。) 15 人以上 20 人以内

- (4) 監 事 3 人

- 2 理事及び監事は、総会において正会員のうちから選任する。

- 3 会長及び副会長は、理事の互選により定める。

- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員の職務)

第 12 条 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。

- 2 副会長は、会長を補佐して会務を掌理し、会長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、会長に事故があるときは、その職務を行う。

- 3 理事は、理事会を組織し、会務の執行を決定する。

- 4 監事は、民法第 59 条に掲げる職務を行う。

(役員の任期)

第 13 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、補欠として選任された役員の任期は、前任者の残任期間とし、増員により選任された役員は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。

- 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の解任)

第 14 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、会員の 4 分の 3 以上の同意により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき

- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき

- 2 第 9 条第 2 項の規定は、前項の規定により役員を解任しようとする場合に準用する。

この場合において、同条第 2 項中「前項第 2 号」とあるのは「第 13 条第 1 項」と「会員」とあるのは「役員」と、「除名」とあるのは「解任」と読み替えるものとする。

(名誉会長、顧問、参与)

第 15 条 本会に名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 名誉会長、顧問及び参与は、学職経験のあるもののうちから理事会の議決を経て会長がこれを委嘱する。

- 3 前 2 項に定めるもののほか、名誉会長、顧問及び参与に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

(職 員)

第 16 条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員をおく。

- 3 職員は、会長の命を受けて会務を処理する。

- 4 事務局長その他の職員は、会長が任免する。

- 5 前 4 項に定めるもののほか、本会の職員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

第 4 章 会 議

(種 別)

第 17 条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

(総会の構成)

第 18 条 総会は正会員をもって構成する。

- 2 総会は通常総会及び臨時総会とする。

(総会の権能)

第 19 条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、本会の運営に関し、重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第 20 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき又は正会員の5分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(総会の招集)

第21条 総会は、会長が招集する。

2 総会を招集するには、正会員に対し開会の10日前までに会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して文書で通知しなければならない。

(総会の定足数)

第22条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(総会の議長)

第23条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員のうちから選任する。

(総会の議決)

第24条 総会の議決は、この定款に定めるもののほか、出席正会員の過半数の同意をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会における書面表決等)

第25条 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第22条、前条及び次条第1項第3号の規定の適用については出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第26条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 会員の現在数
- (3) 出席会員の数
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、出席会員のうちから総会において選出された議事録署名人2名以上が署名捺印しなければならない。

(理事会の構成)

第27条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第28条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項について議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第29条 理事会は会長が必要と認めたとき又は理事の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(理事会の招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

2 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の7日前までに文書をもって通知しなければならない。

(理事会の議長)

第31条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第32条 理事会は、理事の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第33条 理事会の議事は出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の議事録)

第34条 第26条の規定は、理事会の議事録について準用する。この場合において、同条中の「総会」とあるのは「理事会」と「会員」とあるのは「理事」と、「出席会員の数」とあるのは「出席理事の氏名」と、「出席会員のうち」とあるのは「出席理事のうち」と読み替えるものとする。

第5章 資産及び会計

(資産)

第35条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 入会金
- (4) 寄附金品
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 資産から生ずる収入
- (7) その他の収入

(資産の管理)

第36条 資産は会長が管理し、その方法は、会長が理事会の議決を経て定める。

(事業年度)

第37条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(事業計画及び収支予算)

第38条 本会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、年度開始までに総会の承認を得な

なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、成立する日まで前年度の予算に準じて予算を執行する。

3 前項の規定による収支は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(事業報告、収支決算及び財産目録)

第 39 条 本会の事業報告、収支決算及び財産目録は、会長が作成し、監事の監査を経て、その年度終了後、2ヶ月以内に総会の承認を得なければならない。

第 6 章 支 部

(支部の設置)

第 40 条 本会に支部を置く。

(支部の事業)

第 41 条 支部は、本会の事業計画の円滑なる実施を図るため、理事会の承認を得て必要な事業を行うことができる。

(支部規定)

第 42 条 支部の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て会長が定める。

第 7 章 職 域 部 会

(職域部会の設置)

第 43 条 本会に職域部会を置く。

(職域部会の事業)

第 44 条 職域部会は、本会の事業の実施にあたり、職能別専門知識、技術の効果的な発揚を図るため、理事会の承認を得て、第 4 条に規定する事業につき必要な業務を行うことができる。

(職域部会規定)

第 45 条 職域部会の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て会長が定める。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 46 条 この定款は、総会において正会員の 4 分の 3 以上の同意を得、かつ、山梨県知事の許可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第 47 条 本会は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで及び同条第 2 項の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、正会員の 4 分の 3 以上の同意を得、かつ山梨県知事の承認を得なければならない。

3 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経、かつ、山梨県知事の承認を得て、本会と類似の目的をもつ他の団体に寄附するものとする。

第 9 章 雑 則

(委 任)

第 48 条 この定款の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、山梨県知事の設立許可のあった日から施行する。

(設立当初の役員)

2 本会の設立当初の役員は、第 11 条第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第 13 条第 1 項の規定にかかわらず昭和 61 年 3 月 31 日までとする。

(設立当初の事業計画及び予算)

3 本会設立当初の事業年度は第 37 条の規定にかかわらず昭和 61 年 3 月 31 日までとする。

4 本会設立当初の事業計画及び予算は、第 38 条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。

5 本会の設立の際現に山梨県栄養士会員として昭和 60 年度分の会費を納入している者については、この法人の設立年度の会費及び入会金を納入したものとみなす。

振込口座番号が変りました

- | | | |
|--------------|------|-------------|
| 1. 会 費 納 入 | | |
| 山梨中央銀行甲府駅前支店 | 口座番号 | 287296 |
| 山梨県栄養士会会長 | 深 山 | 武 |
| 2. 郵 便 振 替 | | |
| 甲府宝郵便局 | 口座番号 | 甲府 9 - 6795 |
| 山梨県栄養士会 | | |
| 3. 事 業 部 関 係 | | |
| 山梨中央銀行甲府駅前支店 | 口座番号 | 287527 |
| 山梨県栄養士会会長 | 深 山 | 武 |

~~~~~  
会員であるために会費等は継続納入してください。

|                |         |         |
|----------------|---------|---------|
| 会 費            | 日本栄養士会分 | 4,500 円 |
|                | 県栄養士会分  | 5,500 円 |
|                | 連 盟 会 費 | 500 円   |
| 入 会 金 (新入会の場合) |         | 1,000 円 |

~~~~~

会員の移動については本人が責任もって直接事務局へお知らせください。

第4号議案

寄付財産に関する件

財 産 目 録

昭和60年5月25日現在

資 産 の 部	内 訳	金 額
1. 流 動 資 金		単位円
1) 現 金 預 金		
(1) 現 金	現金手許有高	0
(2) 当 座 預 金		
(3) 普 通 預 金	山梨中央銀行甲広駅前支店(3Ⅱ)	1, 101, 628
(4) 定 期 預 金	山梨中央銀行県庁支店	1, 284, 080
2. 固 定 資 産		155,700
1) 什 器 備 品		
	① ビデオデッキSL-F1・ビデオカメラH.V.C F及び附属品一式	400, 000
	② コピー機 RICOH一台	200, 000
	③ スライド映写機	77, 000
	④ 電話(0552-22-8593)	80, 380
	⑤ ロッカー 5個	100, 000
	⑥ 収納式書棚 1	70, 000
	⑦ 書 棚 1	5, 000
	⑧ 机(6脚)椅子(20脚)	100, 000
	⑨ 自転車、食器戸棚、扇風機等	50, 000
	小 計	1, 082, 380
資 産 合 計		3, 468, 088

第5号議案-1

昭和60・61年度事業計画並びに歳入歳出予算承認の件

昭和60年度事業計画並びに歳入歳出予算承認の件

1. 基 本 方 針

経済の成長と科学の進歩により世界第一の長寿国となったが、人口構成の老齢による幾多の社会問題を惹起しつつあるなかで、県民の健康への志向がたかまり、栄養、食物に対する関心が強まるにつれて、これに便乗する無責任な商業的宣伝が氾濫して県民の食生活を混乱に陥ている。そして、生活様式の変遷につれて癌、脳卒中、心臓病、糖尿病等を中心とした疾病構造に変化を来たし、人生80年時代に暗い影を秘めており、今やこれらの成人病予防に焦点を合せた栄養対策が強く要請されている。

飽食時代の栄養の失調防止は、飢餓時代のそれと同様に極めて困難な課題であるが、我々は、栄養指導の専門職として社会の要請に対応できる会員各自の資質の向上を計るとともに、その力を結集して県民の栄養を確保し、健康の増進に寄与する活力ある事業を行う。

2. 実 施 事 業

(1) 栄養士法及び関係法の改正促進

・実現するまで強力に行動する。

(2) 組織の強化と法人の実現

・会員増の運動を全期間をとおして行うとともに、6月中の法人化を目標とする。

(3) 県栄養行政に協力活動

・県と共催事業。 栄養士研修会(10月)

栄養改善大会(11月)

(4) 委託事業の完遂

・米食栄養学術講習会(9月)

・病態栄養指導者研修会(11月)

・健康づくり地区栄養相談栄養士研修会(1月)

昭和60年度歳入歳出予算(案)

歳入の部

款	項	目	予算額	摘要
款			5,241,082	
会収入	会費		2,940,000	
		入会金	40,000	1,000円×40名
		正会員費	2,700,000	10,000円×270名
		賛助会員費	200,000	10,000円×20口
	協賛費		150,000	
		展示協賛費	50,000	協賛会員出展料
		広告協賛費	100,000	会誌等への広告掲載料
	委託金		1,565,000	
			158,000	米食栄養学術講習会
			241,000	病態栄養指導者研修会
			96,000	健康づくり地区栄養相談栄養士研修会
			1,070,000	在宅栄養士活用システム整備事業
	手数料		150,000	
		幹旋手数料	150,000	図書等幹旋手数料
	雑収入		100,000	
		雑収入	100,000	預金利息等
	繰越金		336,082	
		前年度繰越金	336,082	山梨県栄養士会繰越金

歳出の部

款	項	目	予算額	摘要
款			5,241,082	5,241,082
	事務所費		1,625,000	
		職員費	700,000	事務局員給料
		賃金	300,000	アルバイト雇上料
		旅費	100,000	日本栄養士会総会他
		需用費	135,000	印刷製本、光熱水費等
		役務費	200,000	通信、運搬費
		賃借料	120,000	事務所借上料

款	項	目	予算額	摘要
		渉外費	70,000	
		租税公課	0	
	会議費		275,000	
		総会費	65,000	法人設立
		役員会費	150,000	
		連絡会議費	60,000	関東ブロック会長会議(2回)
	事業費		3,013,500	
		歯の無料健康相談費	30,000	甲府、吉田、韮崎の各支部
		健康づくり歯科保健相談費	30,000	8支部
		委託事業費	1,265,000	米食栄養学術講習会 病態栄養指導者研修会 健康づくり栄養相談栄養士研修会 在宅栄養士活用システム整備事業
		研修補助金	308,000	支部部会研修補助 258,000 日本栄養改善学会出席者補助 50,000
		負担金	1,380,500	栄養改善大会 40,000 栄養士研修会 80,000 日本栄養士会分担金 1,237,000 山梨県母子保健学会 20,000 日中友好促進県民会議 3,000
	備品費		100,000	
		備品費	100,000	
	雑費		50,000	
		雑費	50,000	
	予備費		177,582	
		予備費	177,582	

昭和61年度事業計画(案)

○基本方針 社団法人への移行を契機として

高令化社会の進展とともに、生活様式の変遷に伴ってガン・脳卒中・心臓病・糖尿病等、食生活を基盤とした疾病の予防が大切となってきた。こうした社会の要請に対応できる会員の資質向上と県民の健康維持増進に寄与する。

○実施事業

1. 社会活動への積極的参加
- ・ かいじ国体への協力

年間
- ・ 栄養改善大会

12月
- ・ 歯の無料健康相談

6月
- ・ 健康づくり歯科保健相談

7～10月
- ・ 米麦混食普及運動

11月
- ・ 健康づくり推進会議への参加

年間
- ・ みんなのスポーツ推進協議会へ参加

年間
- ・ その他必要な事業

年間
2. 専門職としての意識高揚・資質向上
- ・ 米食栄養学術講習会

9月
- ・ 病態栄養指導者研修会

11月
- ・ 健康づくり地区栄養相談栄養士研修会

2月
- ・ 在宅栄養士活用システム整備事業

年間
- ・ 支部別職域別研修会

年間
- ・ その他必要な事業
3. 組織体としての財政確立
- ・ 会費の継続納入奨励と新入会者の入会勧奨
- ・ 賛助会員の確保
- ・ 県民の生活向上に役立つ物資・図書等のあっせん

昭和61年度歳入歳出予算(案)

歳入の部

款	項	目	予算額	摘要
款			4,995,000	
会収入	会費		3,030,000	
		入会金	30,000	1000円×30人
		正会員費	2,800,000	10,000円×280人
		賛助会員費	200,000	10,000円×20口
	協賛費		150,000	
		展示協賛費	50,000	協賛会員出展料
		広告協賛費	100,000	会誌等への広告掲載料
	委託金		1,565,000	
			158,000	米食栄養学術講習会
			241,000	病態栄養指導者研修会
			96,000	健康づくり地区栄養相談栄養士研修会
			1,070,000	在宅栄養士活用システム整備事業
	手数料		150,000	
		斡旋手数料	150,000	図書等斡旋手数料
	雑収入		100,000	
		雑収入	100,000	預金利息等
	繰越金		0	
		繰越金	0	

歳出の部

款	項	目	予算額	摘要
款			4,995,000	
会支出	事務所費		1,625,000	
		職員費	700,000	事務局員給料
		賃金	300,000	アルバイト雇上料
		旅費	100,000	日本栄養士会総会他
		需用費	235,000	印刷製本、光熱水費等
		役務費	200,000	通信、運搬費
		賃借料	120,000	事務所借上料

款	項	目	予算額	摘 要
		渉外費	70,000	
		租税公課	0	
	会議費		275,000	
		総会費	65,000	
		役員会費	150,000	
		連絡会議費	60,000	関東ブロック会長会議(2回)
	事業費		3,013,500	
		歯の無料健康相談費	30,000	甲府、吉田、韮崎各支部
		健康づくり歯科保健相談費	30,000	8支部
		委託事業費	1,265,000	米食栄養学術講習会 病態栄養指導者研修会 健康づくり栄養相談栄養士研修会 在宅栄養士活用システム整備事業
		研修補助金	308,000	支部部会研修補助金 日本栄養改善学会出席者補助金
		負担金	1,380,500	栄養改善大会
				栄養士研修会
				日本栄養士会分担金
				山梨県母子保健学会
				日中友好促進県民会議
	備品費		20,000	
		備品費	20,000	
	雑費		11,500	
		雑費	11,500	
	予備費		50,000	
		予備費	50,000	

第6号議案

役員名簿

役職名	氏 名	現 住 所	担 当
会 長	深 山 武	〒409-14 山梨県東八代郡一宮町国分	統 括
副会長	藤 巻 一 雄	〒400 山梨県甲府市千塚4-8-26	補 佐
〃	小 沢 量 子	〒400 山梨県甲府市緑ヶ丘1-18-20	補 佐
理 事	梶 原 徳 蔵	〒409-14 山梨県東八代郡一宮町下矢作63	総務部
〃	中 村 大 家	〒400 山梨県甲府市山宮町3000-2	事業部
〃	牛 山 孝 友	〒406 山梨県東山梨郡春日居町熊野堂寺本99-1	広報部
〃	竹 口 はる子	〒400 山梨県甲府市幸町12-15	総務部
〃	中 込 カズ代	〒400 山梨県甲府市朝気3-2-21	事業部
〃	古 屋 百 合子	〒400 山梨県甲府市青沼3-4-14	広報部
〃	小 林 町 子	〒400-03 山梨県中巨摩郡檜形町桃園1509-6	総務部
〃	森 田 園 子	〒400 山梨県甲府市国母5-16-2	広報部
〃	斉 藤 正 治	〒400-02 山梨県中巨摩郡白根町在家塚1060	事業部
〃	渡 辺 富 雄	〒400 山梨県甲府市東光寺2167	研究部
〃	岡 本 薫	〒408-02 山梨県北巨摩郡須玉町比志273-4	総務部
〃	内 藤 為 野	〒408-01 山梨県北巨摩郡須玉町藤田1501	事業部
〃	小 渕 正 子	〒400-01 山梨県中巨摩郡敷島町牛匂2750	研究部
〃	沢 村 和 子	〒409-25 山梨県南巨摩郡身延町帯金	広報部
〃	水 地 民 子	〒400 山梨県甲府市古府中町855	研究部
監 事	石 坂 恵 子	〒400 山梨県甲府市上石田4-11-12	
〃	深 沢 清 子	〒400-03 山梨県中巨摩郡若草町加賀美	
〃	河 南 洋 子	〒403 山梨県富士吉田市上吉田4362-12	

栄 養 士 憲 章

私たち栄養士は、国民の健康と福祉向上の見地から、職業の重要性と社会的使命を強く自覚し、ここに栄養士憲章を制定して栄養士の規範とし、その実践を期するものである。

〔専門性の自覚〕

1. 栄養士は、国民の栄養改善・健康づくりの指導者として誇りと責任をもって社会に貢献する。

〔業務の原則〕

1. 栄養士は、常に人の立場を尊重して誠実に業務を遂行する。

〔生涯学習〕

1. 栄養士は、社会の信頼にこたえるため常に人格の形成と知識及び技術の向上に努める。

〔融和と連繫〕

1. 栄養士は、常に栄養改善事業・健康づくり事業の充実のため、社会との融和と連繫に努める。

〔栄養士会〕

1. 栄養士は、日本栄養士会に属し、栄養士会員としての自覚のもとに社会的責務を全うする。

昭和57年6月17日

社団法人 日本栄養士会

昭和60年度 定期総会資料

日本栄養士連盟山梨県支部

期 日	6月3日(月)
会 場	山梨学院大学
議 題	1. 昭和59年度事業報告 2. 昭和59年度決算報告 3. 昭和60年度事業計画(案) 4. 昭和60年度予算(案)

昭和59年度 事業報告

- ・本部連盟役員会
- ・法改正促進に関する陳情
- ・病院、学校給食の民間委託制度に反対する陳情活動

昭和59年度収入支出決算書

支出の部 (単位:円)

前年度繰越金	59,376
収入総額	185,015
支出総額	103,900
差引残額	81,115

科 目	金 額	摘 要
本部納入金	62,500	250名×250円
会議費	10,000	関東ブロック会長会議
需要費	31,400	電話架設等
計	103,900	

監 査 報 告

監査したところ上記の報告書のとおり相違ありません。

昭和60年5月25日

監事 斉藤正治 ㊟

監事 竹口はる子 ㊟

財産目録・定期預金

山梨中央銀行甲府駅前支店 430,904円
栄養士制度改悪阻止運動残金

昭和60年度 事業計画

1. 本部の指示に基づく活動
2. 栄養士法等改正に関する諸活動等
3. 寄附申込みに関する件

昭和60年度収入支出予算書(案)

収入の部 (単位:円)

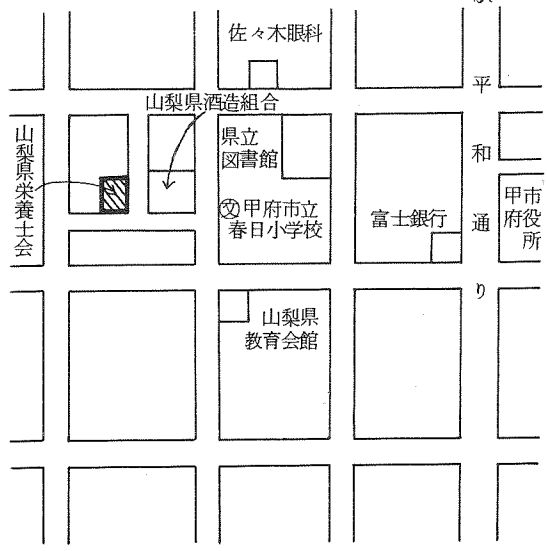
支出の部 (単位:円)

科 目	金 額	摘 要
会 費	125,000	500円×250名
雑収入	885	
繰越金	81,115	59年度繰入金
計	207,000	

科 目	金 額	摘 要
本部納入金	62,500	250円×250名
旅 費	60,000	陳情、役員会等
会議費	20,000	関東ブロック負担金
需要費	52,500	通信費等諸雑費
計	195,000	

事務所設置場所 山梨県甲府市丸の内二丁目38番8号
 山梨県栄養士会
 山梨県精麦工業協組合 2階
 電話 0552-22-8593

至
甲
府
駅



入会のおすすめ

あなたの仲間がもう入会されましたか？

栄養士として仕事をしていくのに必要なのは

新しい情報……

よき指導者……

そして、語りあえる仲間……

ひとりで生きる時代は、もうおわりました

あなたのエネルギーも、

あなたの仲間のエネルギーも、

“ひとつ”になれば、

ひとりぼっちのエネルギーでは考えられない

“大きな力”になります。

ひとりの力も強い力を生む“核”なのです。

今は、組織力つまりどれだけ多くの栄養士が

“ひとつ”になっているか……

これが社会的評価の大きなポイントなのです。

栄養士として生きていくには

まず、プロの仲間入りが第一歩なのです。

傍観するのはおわりにして

参加して・発言して・行動することが

どんなに大切なことか……

どんなに意味のあることか……

栄養士の“輪”を広げることが

Powerful な栄養士への道であること

あなたはもうご承知ですよ!?

でも、まだそれに気づいていない

あなたの仲間に あなたから

話してあげてください。

入会することの必要性を……

* * * * *

(社) 日本栄養士の会費は……

・昭和60年度 (社) 日本栄養士会会費として

¥10,000

・昭和60年度日本栄養士連盟会費として¥500

・日本栄養改善学会正会員費として¥2,000

・新入会員は上記のほかに入会金として

¥1,000

納入の方法は……

各都道府県栄養士会へお問合せください。